

福岡県農村整備センター会議室使用要領

(目的)

第1条 この要領は、福岡県農村整備センターの会議室・研修室及びその他に付随する設備（以下「会議室」という。）を使用するときの必要な事項を定めるものとする。

(使用申請・許可)

第2条 センターの会議室等を使用しようとする者は、別紙会議室使用許可申請書に必要事項を記入のうえ、連合会に提出し許可を受けなければならないものとする。

2 前項の申請書は原則として使用日の10日前までに提出するものとする。

3 連合会は、管理上必要があるときは、第1項の許可に条件を付けるものとする。

(使用許可の制限)

第3条 原則として本県の農業の推進を図るための会議を対象とし、平日午前9時から午後5時の範囲とする。

なお、駐車場は原則として使用できないものとする。

(使用料)

第4条 会議室等の使用料は別表に定めるものとする。

2 使用者は、使用料を10日以内に納入しなければならないものとする。

(目的外使用の禁止)

第5条 使用者は、会議室等を使用許可を受けた目的外に使用し、またはこれらの使用の権利を他人に譲渡もしくは転貸してはならないものとする。

(損害賠償)

第6条 使用者は、建物及び付属する設備その他の器具を破損し、または滅失したときは、一定額を賠償しなければならないものとする。

(使用者の遵守事項)

第7条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならないものとする。

(1) 所定の場所以外で飲食及び喫煙をし、または火気を使用しないこと。

(2) 許可を受けないで壁等に貼紙をし、または釘類を打たないこと。

(3) 使用者は会議室の使用について事前に総務担当者と使用方法等その他必要な事項を打合わせすることとする。

(4) 使用許可を受けた会議室以外の部屋に無断で立ち入らないこと。

(5) その他管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が定めるものとする。

付 則

この要領は平成9年8月4日から施行する。

この要領は平成12年8月1日から施行する。

この要領は平成20年4月1日から施行する。

この要領は平成23年7月1日から施行する。

【改定】福岡県農村整備センター会議室使用料金表（令和5年4月3日使用分より適用）

施 設	午 前		午 前		全 日		延 長	
	9～12時		13～17時		9～17時		～17時30分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
5F 大会議室 (3人掛 約200名) 長机・椅子付	25,000円	33,000円	25,000円	44,000円	50,000円	77,000円	設定なし	5,500円
4F 研修センター (2人掛 約50名) 長机・椅子付	12,000円	16,500円	12,000円	22,000円	24,000円	38,500円		2,750円
4F 指導センター (2人掛 約30名) 長机・椅子付	6,000円	8,250円	6,000円	11,000円	12,000円	19,250円		1,375円

※表示金額は全て税込です。

※空調、備品等の使用料金は会議室料金に含みます。

※会場設営等のお手伝いは致しておりません。各団体にて設営の上、ご使用後は必ず原状復帰をお願い致します。

※資料等の印刷には別途料金が発生致します。詳細につきましては総務課までご相談ください。

※延長料金は17時より遅滞なく発生致します。会議終了の際は17時までに総務課へご報告ください。

※機械警備の都合につき、17時45分以降は入退館ができなくなりますので、使用後は速やかにご退館願います。